

令和8年度富津市結婚新生活支援事業

結婚して新生活を始める新婚世帯を応援します

申請受付期間：令和8年4月1日（火）から令和9年3月31日（火）まで

補助金額

1世帯当たり **70万円** を上限に補助します！

対象となる世帯

次の①から⑩すべてに該当する世帯

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦。
- ② 婚姻日における年齢が夫婦とも49歳以下であること。
- ③ 市の定める講座等を交付決定年度内に夫婦の双方が実施していること。
- ④ 夫婦の所得の合計が500万円未満であること。
※貸与型奨学金を返済している場合は年間返済額を所得から控除します。
- ⑤ 入居対象となる住居が富津市内にあり、住民登録を有し、2年以上継続して富津市に居住すること。
- ⑥ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ⑦ 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。
- ⑧ 申請時において市税の滞納がないこと。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を含まないこと。
- ⑩ こども家庭庁及び本市による事業実施に係るアンケート等へ協力すること。

対象となる経費

- ① 住居費 令和8年4月1日から令和10年3月31日までに支払った費用
婚姻に伴い住居を取得、賃借、リフォームする際に生じた費用
(住居の取得費・賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料、リフォーム費用)
- ② 引越費用 令和8年4月1日から令和10年3月31日までに支払った費用

①の住居へ引越する際に要した費用（引越業者または運送業者に支払った経費に限る）

※ 住居や引越のための費用でも補助の対象とならない経費もあります。詳細はお問い合わせください。



【問合せ先】

富津市役所 市民部 市民課 富津市 HP <https://www.city.futtsu.lg.jp/0000006538.html>
TEL : 0439-80-1252 FAX : 0439-80-1394 E-mail : mb013@city.futtsu.chiba.jp

【申請の流れ】

資格確認申請書の提出

- 資格確認申請書(別記第1号様式)
- 婚姻を証明する書類(戸籍謄本又は婚姻届受理証明書)
- 世帯全員の住民票(個人番号の記載がないもの)
- 新婚世帯の総所得がわかる書類(所得証明書)
- 市税の滞納がないことを証明する書類(納税証明書)
- 貸与型奨学金の返済額がわかる書類
- 入居対象となる住居の契約書(売買・請負・賃借)
- 住居手当支給証明書(別記第2号様式)
- リフォーム費用を支払ったことを証する書類
- 誓約書(別記第3号様式)

交付資格認定通知書

交付資格不認定通知書

交付申請書の提出

- 交付申請書(別記第7号様式)
- 住居の取得費、賃料、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料を支払ったことを証する書類
- 引越しに係る領収書の写し(引越費用に係る補助金の交付を申請する場合)
- 市の定める講座等を夫婦の双方が実施していることが確認できる書類

交付決定通知書

不交付決定通知書

交付請求書の提出

- 交付請求書(別記第10号様式)
- 補助金を交付する口座の通帳又はキャッシュカードの写し